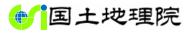
位置情報基盤を構成するパブリックタグ情報 共有のための標準仕様(案)Ver.0.9

修正のポイント

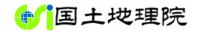
平成28年11月4日



Ver.1.0に向けて読みやすく、理解しやすく

- ①「位置情報基盤整備のためのガイドライン※」引用箇所を本文に挿入
 ※地物と位置情報を組付ける場所情報コードの仕組み・管理等について規定
- ② 高精度測位社会Pの<u>位置情報サービス環境を構築</u> する際の機器設置要領(案)と連携
- ③ 理解しやすい用語に置き換え

1ガイドライン引用箇所を本文に挿入



OVer.0.5の構成

パブリックタグ情報共有のための標準仕様案Ver.0.5 位置情報基盤整備の ためのガイドライン 1. 総則(はじめに、位置づけ) 2. 用語の定義 3. タグ要件及び設置場所の選定 位置情報基盤整備のための 参照 ガイドライン 4. 位置の測定 🛑 Version 1.0.1 5. 情報の登録及び管理 平成26年10月31日 6. 利用 平成 28 年 7 月 21 日 国土地理院

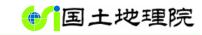
OVer.0.9

- 4. 位置の測定
 - 2. 測定の基準と測定精度
 - 3. 水平位置の測定
 - 4. 標高の測定

ガイドライの記述を標準仕様案の 本文に挿入

Ver.1.0では、相対精度、精度の信頼度、可用性、測定方法のより詳細を追加予定3

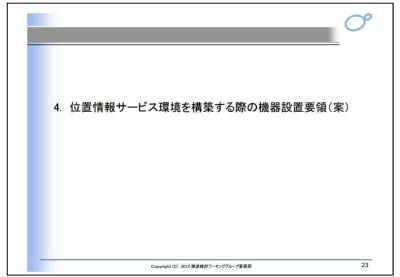
②位置情報サービス環境を構築する際の機器設置要領(案)と連携



H27年度の高精度測位社会プロジェクト実証 実験で、東京駅周辺等でパブリックタグを設置 し測位環境を構築



タグの機器選定、設置場所、許可申請の調整などの知見、留意点を「位置情報サービス環境を構築する際の機器設置要領(案)(H28.3.11版)」にとりまとめている



出典 第三回高精度測位社会プロジェクト検討会 資料5

標準仕様案で、上記要領と連携し、分かりやすくする。

③理解しやすい用語に置き換え



【地理空間情報活用推進基本法により規定された地理空間情報】 【地理空間情報を用いた測定方法】



(基本法第二条の地理空間情報の定義)

- 一 空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報(当該情報 に係る時点に関する情報を含む。以下「位置情報」という。)
- 二 前号の情報に関連付けられた情報

【地形図及び地理院地図等の電子地図】、 【地図を用いた測定方法】

【位置情報点】

(ガイドラインでの位置情報点の定義)



誰もが同一地点と認識できる家の角、建物の出入口、記念碑等の固定地物で、簡単な測定でその位置が求められた地点のこと。

【パブリックタグ】に置き換え、説明を記載

パブリックタグも位置情報点の考え方に含まれるが、標準仕様案はパブリックタグを対象としているため、パブリックタグに統一し明確にする。